

II 外国人の入国・在留等をめぐる状況

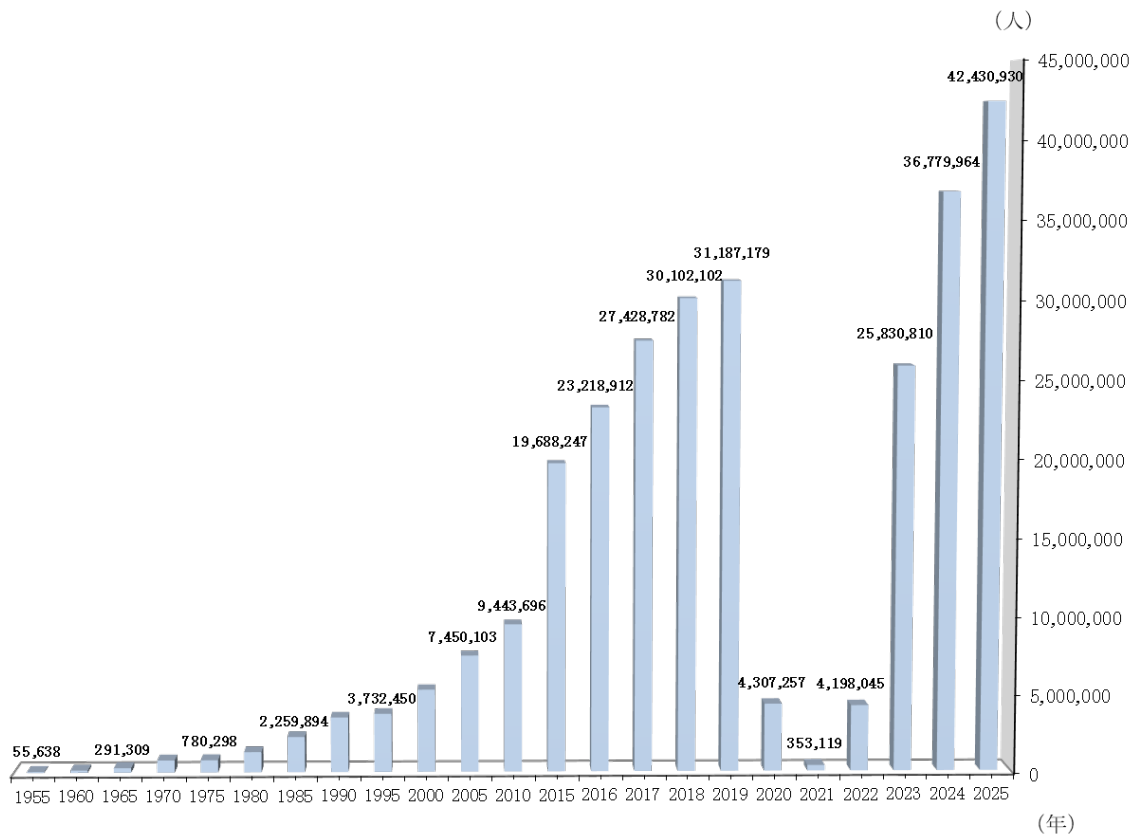
1 我が国に正規に入国・在留する外国人の状況等

(1) 全般的な状況

我が国への外国人入国者数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって大幅に減少した時期もあるが、長期的には増加傾向にあり、2025年における外国人入国者数は、4,000万人を突破し、過去最高となった（図1）。

国籍・地域別では、韓国が950万人を超え最も多く、次の中国が850万人を超えるなど、特にアジア諸国が多数を占めている。

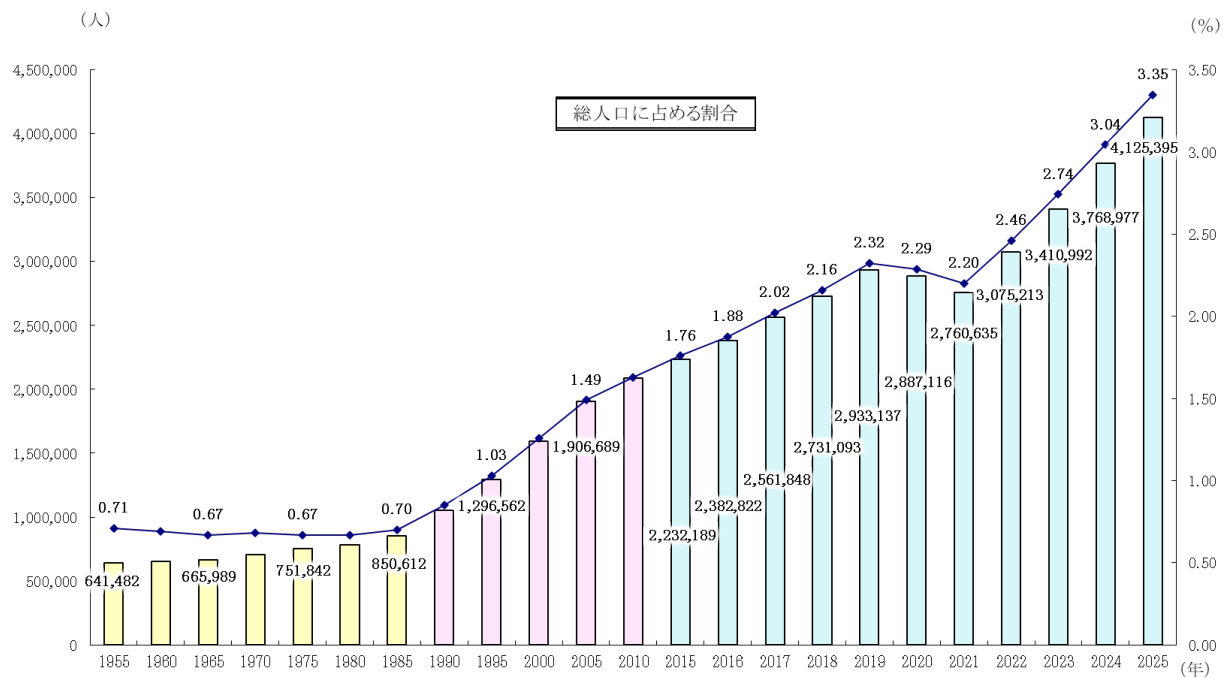
図1 外国人入国者数の推移



次に、我が国に在留する外国人については、近年大幅に増加し、2025 年末時点の在留外国人数は約 413 万人となっている。また、総人口に占める在留外国人の割合は、2025 年末時点で 3.35%に達し、前年末と比べ 0.31 ポイント増加している（図 2）。

国籍・地域別では、中国が約 93.0 万人で全体の 22.6%を占め、以下、ベトナム、韓国、フィリピン、ネパールと続いている。

図 2 在留外国人数及び我が国の総人口に占める割合の推移



(注1) 本数値は、各年12月末現在の統計である。

(注2) 1985年末までは、外国人登録者数、1990年末から2011年末までは、外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数、2012年末以降は、中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人数である。

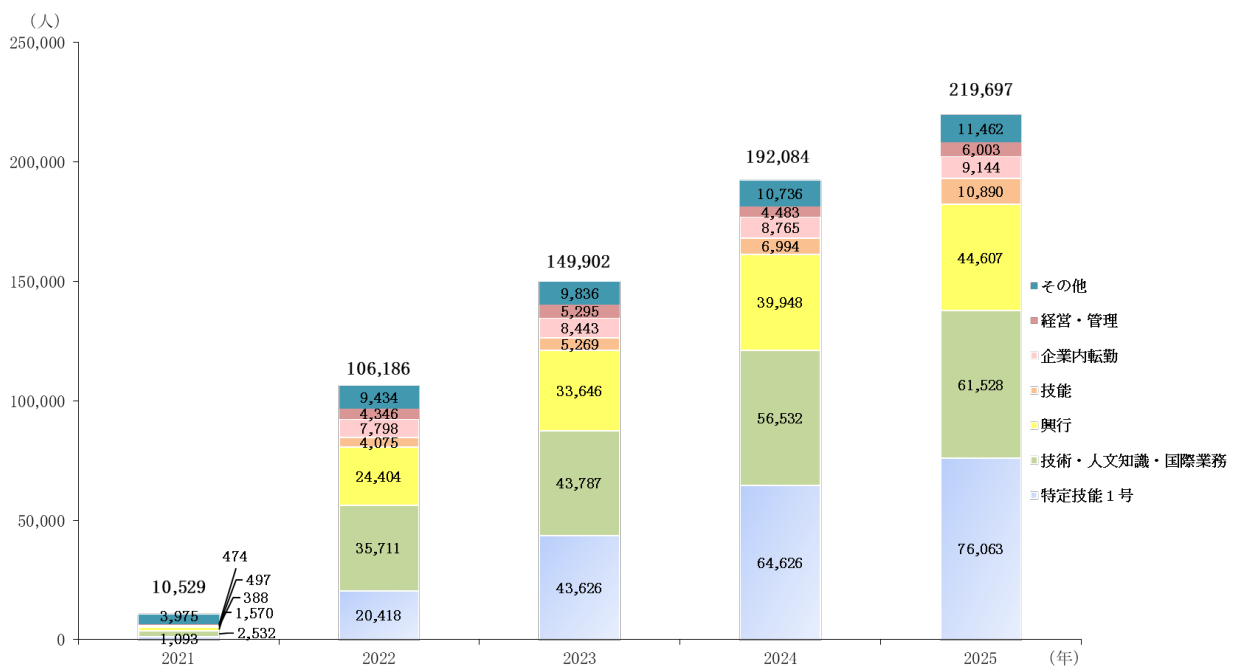
(注3) 「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による各年10月1日現在の人口を基に算出した。

(2) 就労を目的とする外国人の状況

2025 年における就労を目的とする在留資格（「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。以下同じ。）による新規入国者数は、約 22.0 万人であり、新規入国者数全体に占める割合は 0.6%であった。

在留資格別に見ると、在留資格「特定技能1号」による新規入国者数は約7.6万人、在留資格「技術・人文知識・国際業務」による新規入国者数は約6.2万人となり、専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格の中で大きな割合を占めている（図3）。

図3 就労を目的とする在留資格（「外交」、「公用」、「技能実習」を除く。）による新規入国者数

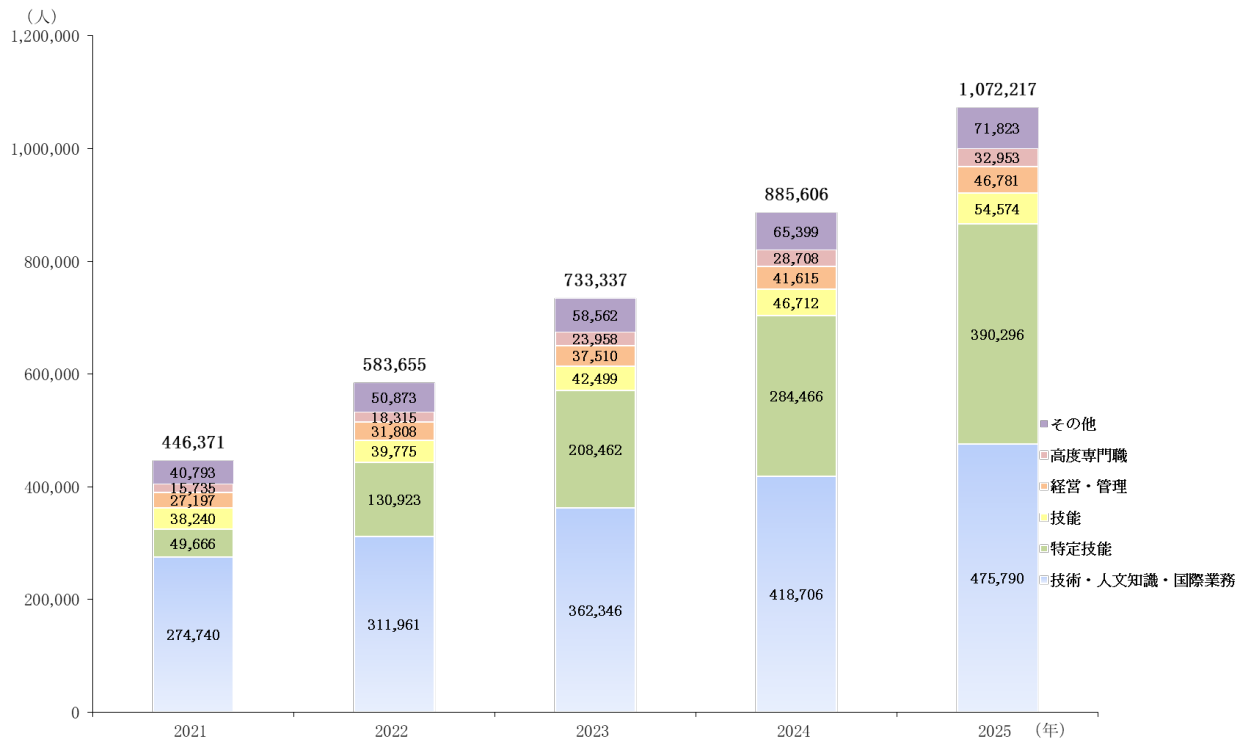


(注) 法別表第一の一の表及び二の表のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。

次に、就労を目的とする在留資格により在留する中長期在留者数は、2025年末時点には約107.2万人と増加傾向が続いており、特に、在留資格「技術・人文知識・国際業務」、在留資格「特定技能」が増加傾向にある。在留資格「技術・人文知識・国際業務」は、2019年末には約27.2万人であったが、2025年末には約47.6万人まで増加した。在留資格「特定技能」については約39.0万人となり、2019年末には約1.6千人であったところから大幅に増加した（図4）。

なお、2024年に留学生在が我が国の企業等への就職を目的として行った在留資格変更許可申請に対し許可した数は、4万1,142人（前年比1,644人減）である。

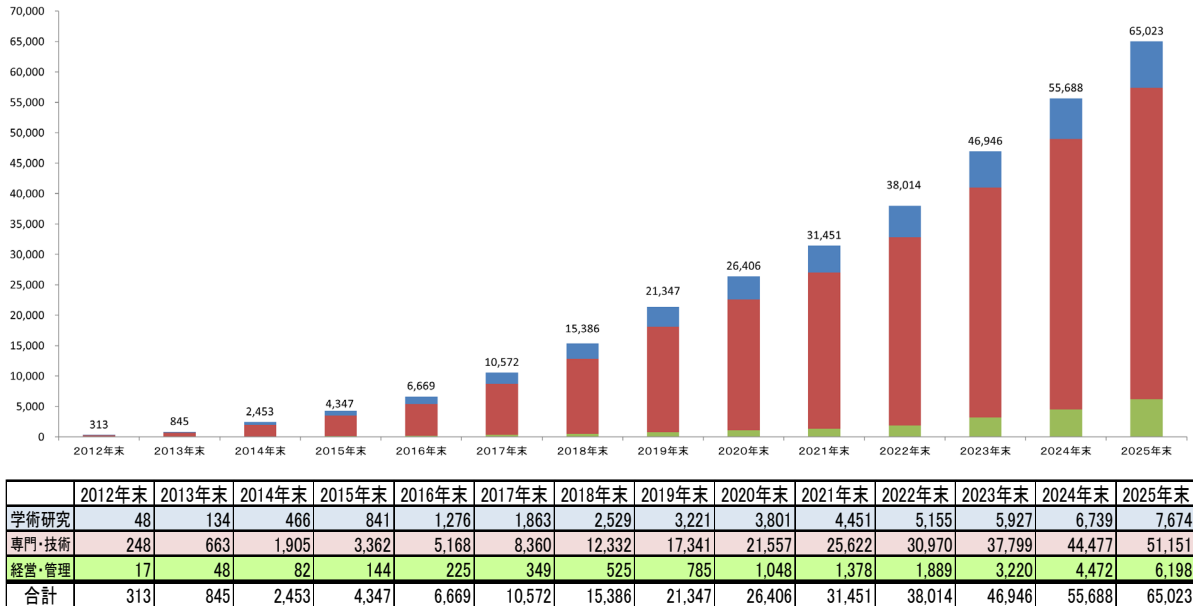
図4 就労を目的とする在留資格（「外交」、「公用」、「技能実習」を除く。）による中長期在留者数



(注1) 法別表第一の一の表及び二の表のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。
(注2) 高度専門職は、「高度専門職1号イ、ロ、ハ及び2号」の合算である。
(注3) 特定技能は、「特定技能1号及び2号」の合算である。

2012年5月に導入した高度人材ポイント制（活動内容を「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」、「高度経営・管理活動」の3つに分類し、それぞれの特性に応じて「学歴」、「職歴」、「年収」等の項目ごとにポイントを設け、その合計が一定点数（70点）に達した場合に、出入国在留管理上の優遇措置を講じる制度）を通じ、2025年末までに累計で約6.5万件を高度人材として認定している（図5）。

図5 高度人材ポイント制による累計認定件数の推移



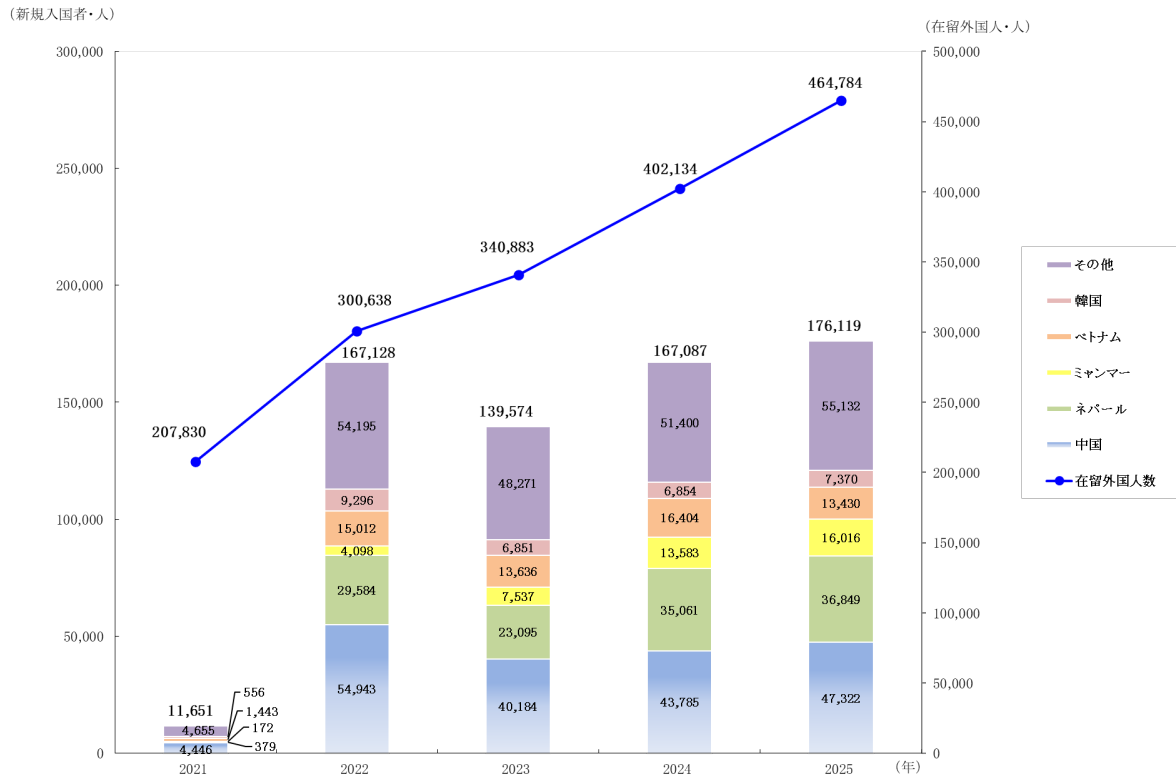
(3) 学ぶことを目的とする外国人の状況

在留資格「留学」による新規入国者数は約 17.6 万人であり、このうち、上位 5 か国・地域は全てアジア諸国からの学生で、全体の 68.7%を占めている。

特に、2022 年以降、ネパール及びミャンマーからの留学生が大幅に増加している。

また、在留資格「留学」による在留外国人数も近年増加傾向にあり、2025 年末には、前年末の約 40.2 万人から約 6.3 万人増加した約 46.5 万人となった(図 6)。

図6 在留資格「留学」による国籍・地域別新規入国者数及び在留外国人数の推移



(4) 身分又は地位に基づいて入国・在留する外国人の状況

身分又は地位に基づいて入国する外国人の状況について、2022 年末以降の推移を見ると、「日本人の配偶者等」及び「定住者」の在留資格による新規入国者数はいずれも減少傾向にある。他方、これらの在留資格の在留外国人数は緩やかな増加傾向にある（図7、図8）。

図7 在留資格「日本人の配偶者等」の国籍・地域別新規入国者数及び在留外国人数の推移

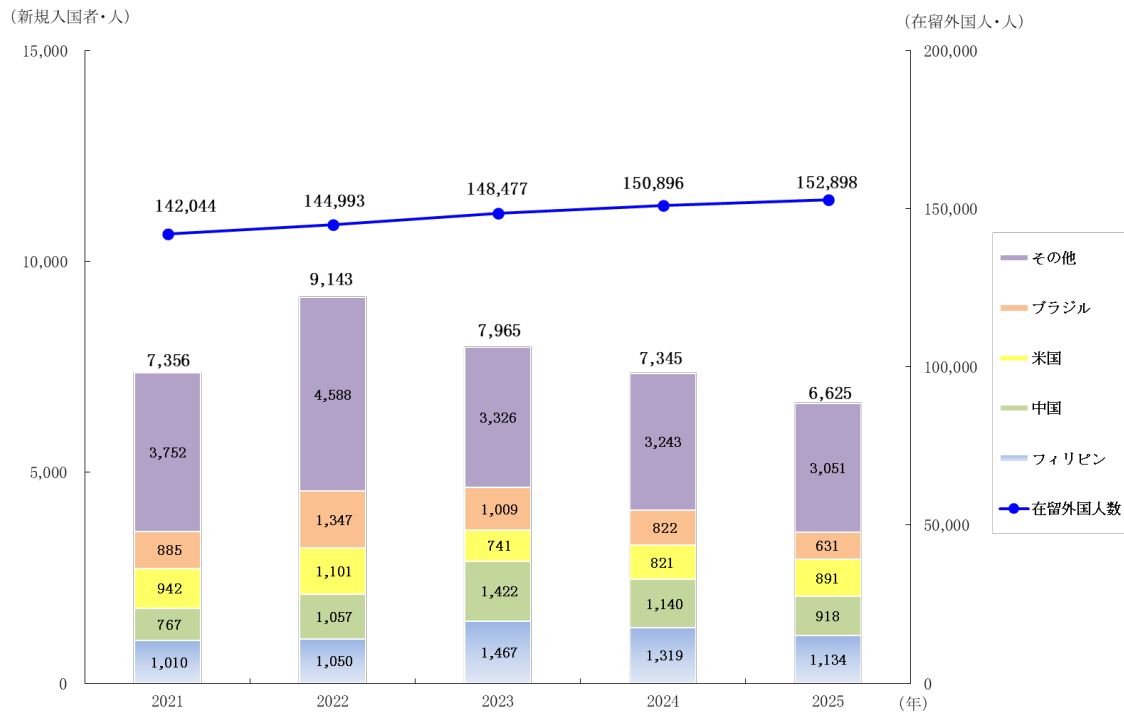
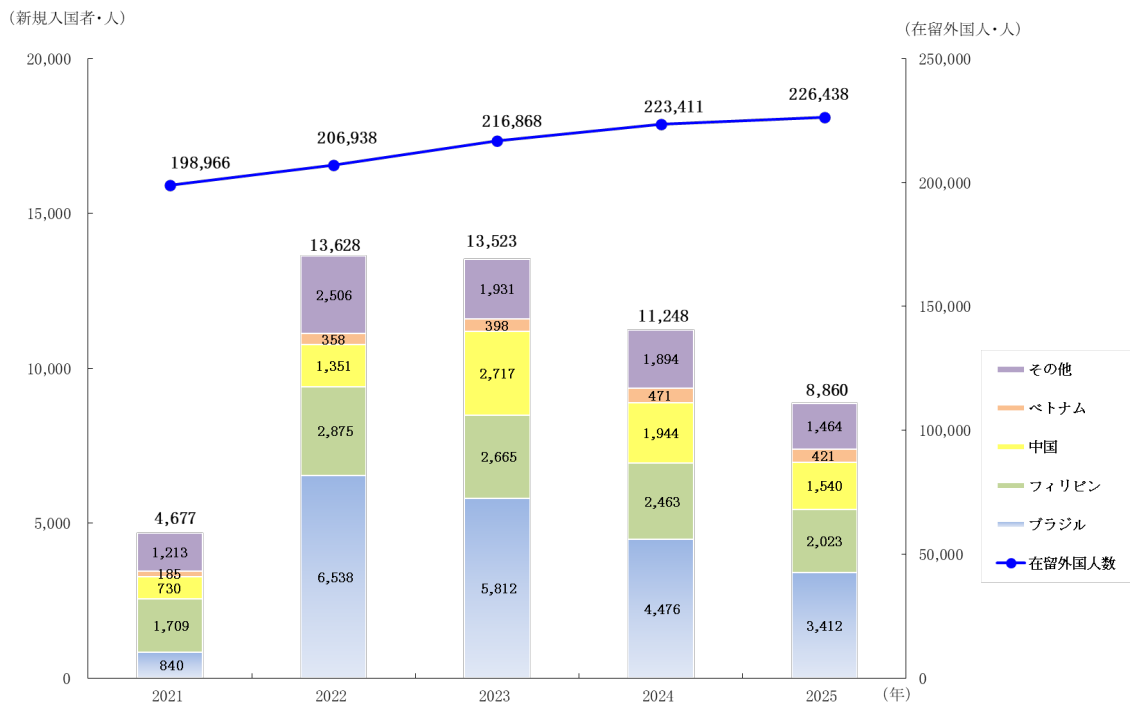
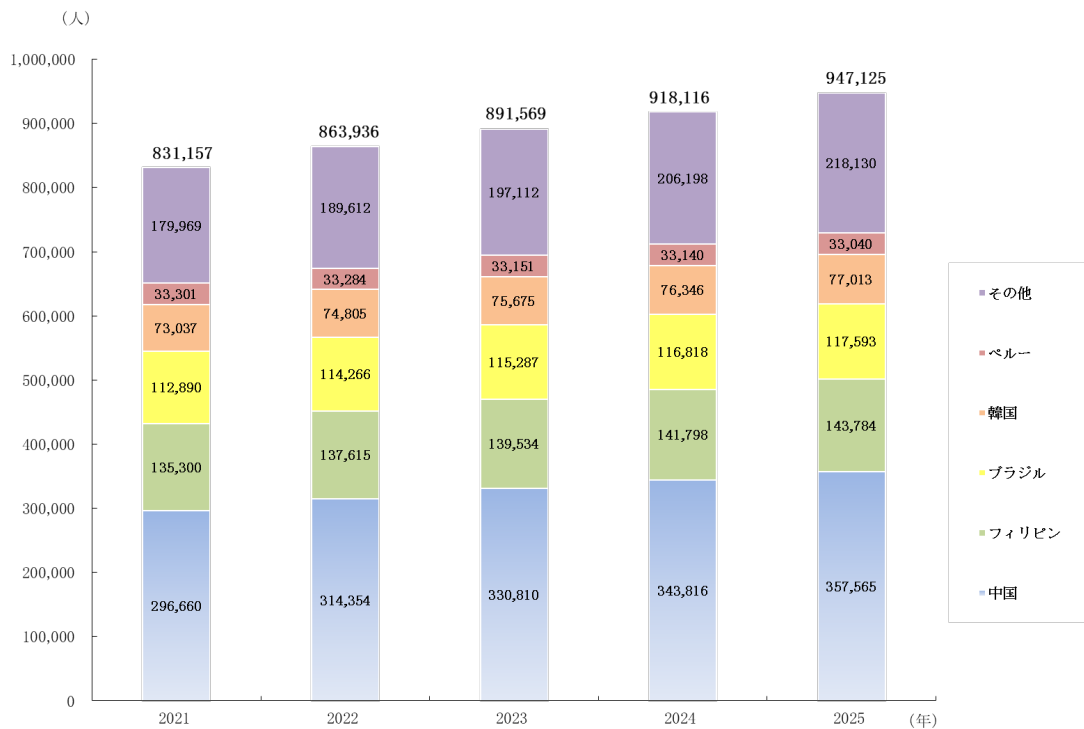


図8 在留資格「定住者」の国籍・地域別新規入国者数及び在留外国人数の推移



我が国で一定年数以上在留している等所定の要件を満たす者が永住を希望する場合、永住許可を受けることで在留資格「永住者」により在留することが可能となるところ、在留資格「永住者」による在留外国人数は一貫して増加傾向にある。その数は、2025 年末時点で約 94.7 万人となっており、我が国に在留する外国人全体の 23.0%を占めている（図 9）。

図 9 在留資格「永住者」の国籍・地域別在留外国人数の推移



2 我が国に不法入国・不法滞在等する外国人の状況等

(1) 個人識別情報を活用した上陸審査の状況

テロの未然防止及び不法滞在者対策のため、2007 年 11 月から、個人識別情報を活用した上陸審査を導入し、外国人（特別永住者等を除く。）に対して上陸申請時に指紋及び顔写真の提供を義務付けている。また、2016 年 10 月から、テロリスト等を上陸審査時に確実に発見するため、上陸審査時に外

国人から提供を受けた顔写真とテロリスト等の顔画像との照合を実施している。個人識別情報の活用により上陸を阻止した者の数は、入国審査における同情報の活用開始から2025年末までの累計で1万3,517人となっている。

(2) 不法滞在者の状況（不法残留者の状況や退去強制手続の状況）

我が国の不法残留者数は、2020年1月1日現在で約8.3万人であったものが、2026年1月1日現在で約6.8万人と大きく減少している。

国籍・地域別に見ると、ベトナムが1万1,601人で最も多く、不法残留者数全体の16.9%を占めている。次いでタイが1万907人（15.9%）、韓国が1万20人（14.6%）、中国が5,827人（8.5%）、フィリピンが4,393人（6.4%）と続いている（図10）。

また、不法残留となった直前の時点での在留資格について見ると、在留資格「短期滞在」が4万1,607人（60.8%）と最も多くなっている。

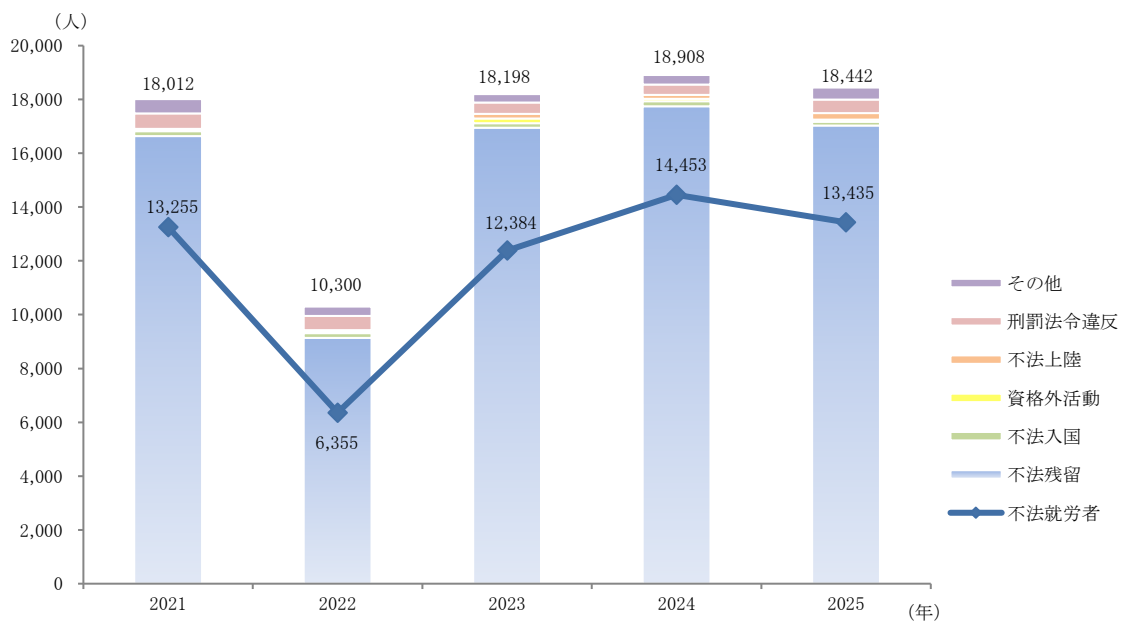
図10 国籍・地域別不法残留者数の推移



次に、2025年に退去強制手続等（退去強制手続又は出国命令手続）を執っ

た入管法違反者数は1万8,442人であり、前年比2.5%減となっている。これを国籍・地域別に見ると、ベトナムが6,599人(35.8%)と最も多く、次いで、タイ、中国の順となっており、これら上位3か国で全体の64.3%を占めている。また、退去強制事由別に見ると、不法残留が1万7,031人(92.3%)、刑罰法令違反が503人(2.7%)、不法上陸が242人(1.3%)となっており、これまでと同様に不法残留が圧倒的に高い割合を占めている(図11)。

図11 退去強制事由別の入管法違反事件の推移



また、2025年中に退去強制手続等を執った入管法違反者のうち、不法就労をしていたことが認められた者は1万3,435人であり、入管法違反者全体に占める割合は72.9%に上ることから、入管法違反者の多くが不法就労している状況にあるといえる。不法就労者の国籍・地域は、ベトナム、タイ、インドネシア等の近隣アジア諸国を中心として49か国・地域に及んでおり、多

国籍の者が不法就労している状況にある。その稼働場所は、関東地区1都6県（東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、群馬、栃木）で全体の76.4%と大半を占めているほか、中部地区9県（新潟、長野、山梨、富山、石川、福井、静岡、岐阜、愛知）も12.7%と多く、関東地区及び中部地区で不法就労者全体の89.1%と高い割合を占めている。

退去強制手続は、その手続の対象となる者を全て収容の対象とすることを前提としていたが、2024年6月、収容に代わる措置として監理措置を創設し、その運用を開始した。2018年末で1,246人であった収容人員は、2025年末時点で570人となった（図12）。2025年中に監理措置決定をした件数は、退去強制令書発付前が2,103件、退去強制令書発付後が1,680件であった。

他方、仮放免制度については、監理措置制度の創設に伴って見直され、本来の趣旨に合致するよう、健康上、人道上その他これらに準ずる理由により収容を一時的に解除する制度とされた。2025年末時点での被仮放免者数は2,429人であった（図13）。

図 12 収容人員の推移

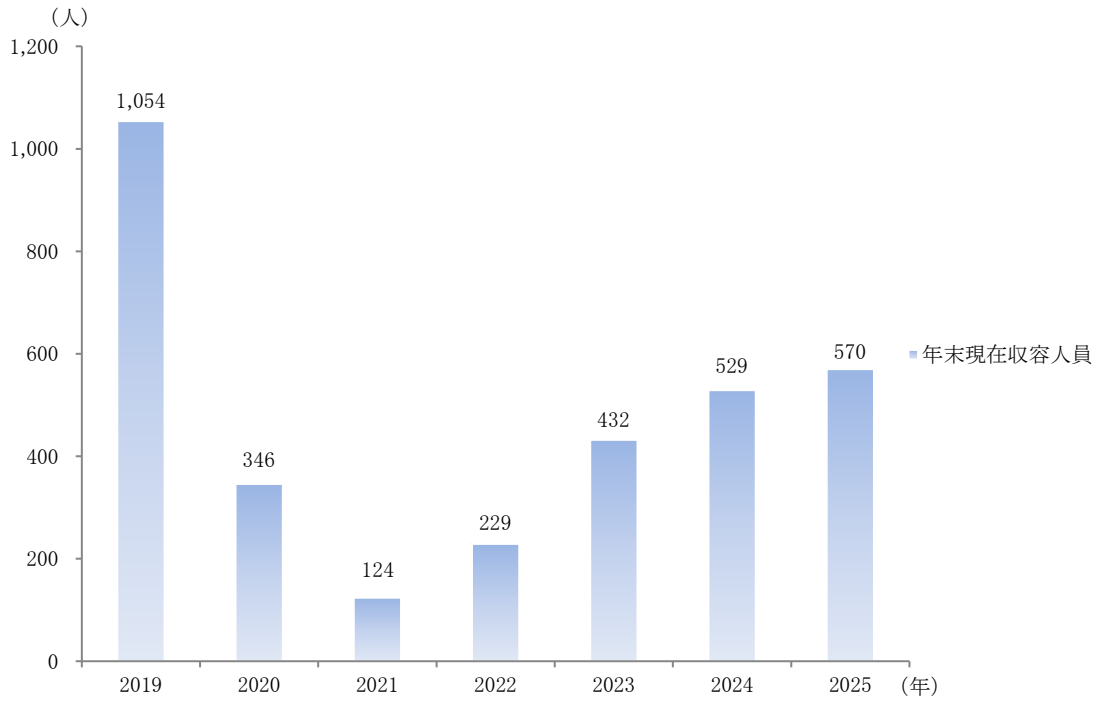
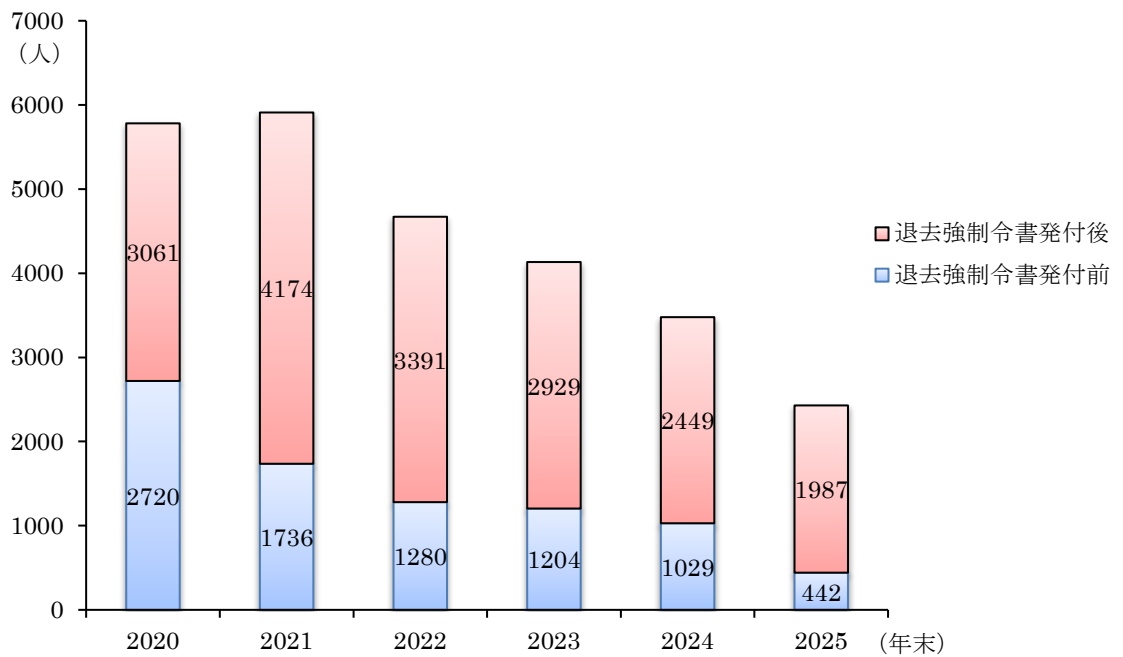


図 13 被仮放免者の推移

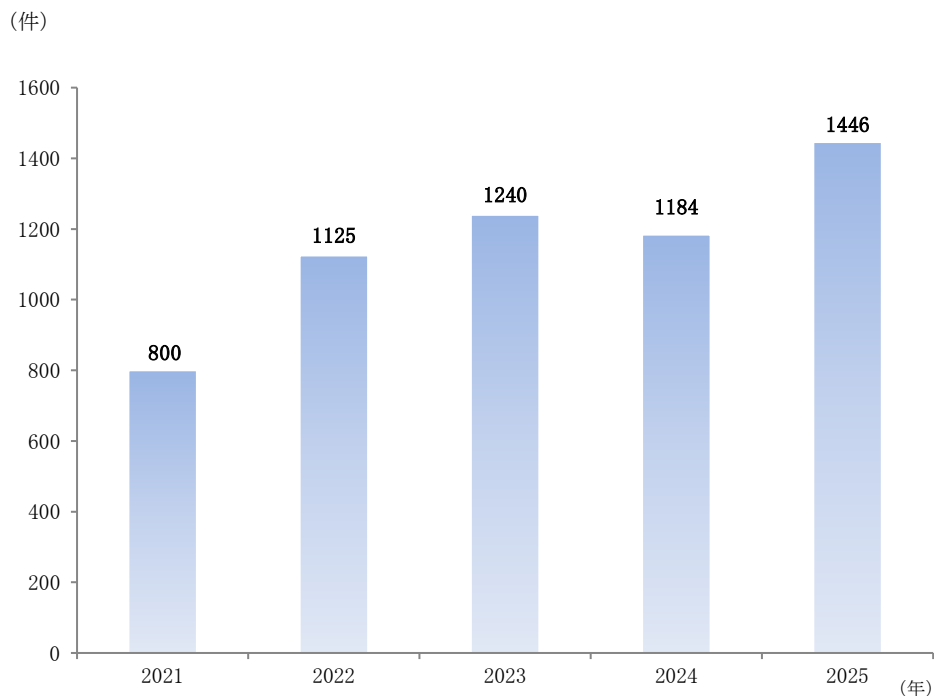


※2024年及び2025年の数値には、経過措置による被仮放免者数を含む。

(3) 偽装滞在者等に係る在留資格取消しの状況

本邦に在留する外国人が、偽りその他不正の手段により上陸許可の証印等を受けた場合や、在留資格に基づく本来の活動を一定期間行わないで在留していた場合には、法定の手続等を経た上で、在留資格を取り消すことができる。2025年における在留資格取消件数は1,446件となっている(図14)。

図14 在留資格取消件数の推移



3 難民等認定申請の状況

我が国は、難民の受入れを国際社会において果たすべき重要な責務と認識し、難民認定手続に係る必要な体制を整えてきたところ、2023年12月、難民条約上の「難民」ではないものの「難民」と同様に保護すべき紛争避難民などを確実に保護するため、補完的保護対象者認定制度を創設した。

難民認定申請者数は、2017年に1万9,629人と過去最高を記録したが、2018年に難民認定制度の適正化のための更なる運用の見直しを実施した結果、同年の申請者数は1万493人となり、前年から46.5%減とおおよそ半減した。その後、新

型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け更に大幅に減少したものの、2023年は1万3,823人、2024年は1万2,373人、2025年は1万1,298人と高水準が続いている。

2025年の申請者の主な国籍は、タイが1,556人、ミャンマーが1,490人、インドが959人、スリランカが905人、バングラデシュが777人、トルコが683人、パキスタンが534人、インドネシアが496人、ガーナが492人、カメルーンが325人となっている。

また、申請者の申請時における在留状況は、正規滞在者が1万600人（申請者全体の93.8%）、不法滞在者が698人（同6.2%）となっている。なお、申請者の11.6%に当たる1,305人が複数回申請者である。

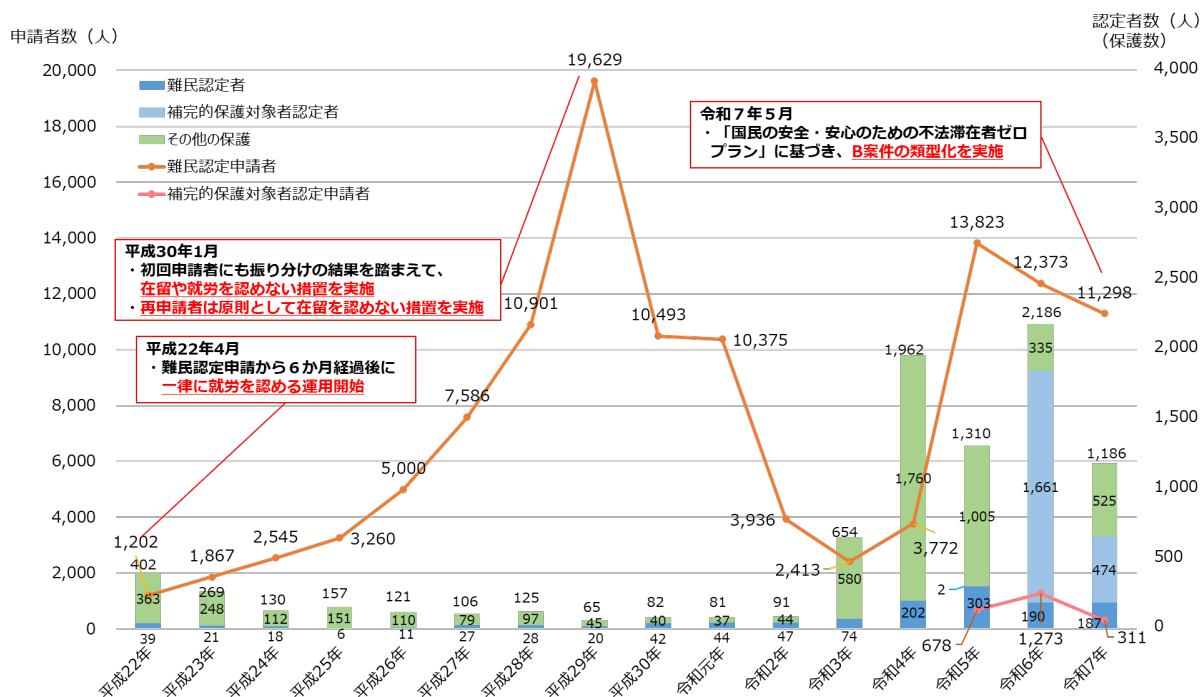
2025年の難民認定者数は187人であり、主な国籍は、アフガニスタンが123人、イエメンが26人、中国が11人、ミャンマーが9人、アンゴラが5人となっている。

2025年の補完的保護対象者認定申請者数は311人であり、2024年から962人減少した。申請者の国籍は、ウクライナが285人、スーダンが10人、アフガニスタン、ロシアが各4人、シリア、ミャンマーが各2人、カザフスタン、トリニダード・トバゴ、ナイジェリア、ブルキナファソが各1人となっている。

また、申請者の申請時における在留状況は、正規滞在者が306人（申請者全体の98.4%）、不法滞在者が5人（同1.6%）となっている。

2025年の補完的保護対象者認定者数は474人であり、国籍別の内訳は、ウクライナが386人、ミャンマーが58人、スーダンが23人、イエメンが4人、マリが2人、アフガニスタンが1人となっている（図15）。

図 15 難民及び補完的保護対象者の申請者・認定者数の推移



(注) 申請者は一次審査の数。認定者は一次審査のほか、不服申立ての結果、認定された者を含む。